

件名：一般競争入札の中止について

平成27年12月24日付けで公告した下記の一般競争入札を中止するので、次のとおり公告する。

平成28年1月6日

沖縄県知事 翁長雄志

記

1 入札を中止する工事

平成27年12月24日公告 平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）

2 中止の理由

公告の手続き、内容確認に不備があったため。

件名：平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）の一般競争入札の公告

平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成27年12月24日

沖縄県知事 翁長雄志

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）
- (2) 仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成28年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格要件 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄本島内に本社、支社、支店等を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以後施行令とする。）第167条の11第2項に基づき、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規定による審査結果に基づき作成された建設工事登録業者名簿（平成25年度、沖縄県土木建築部）の電気通信工事業として登録されている事業者
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2の規定により登録された事業者
- (4) 業種別年間平均完成工事高が1000万円以上であること
- (5) 県税に関し未納がないこと

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

4 申請の方法等

- (1) この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接持参により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 登録点検事業者の登録証の写し
- ウ 直近の経営事項審査結果通知書の写し
- エ 県税に関し未納がないことを証する書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
沖縄県農林水産部水産課漁業管理班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 県庁舎10階南側  
電話番号：098-866-2300 電子メール：aa048305@pref.okinawa.lg.jp

- (3) 申請書等の受付期間 平成28年1月5日（火曜日）から同年1月13日（水曜日）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

5 入札参加資格の審査結果

資格審査結果は、郵便若しくは電話等により通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から入札期日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が、入札までの期間中に3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、その場合は、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、平成27年度沖縄県漁業無線中継所移転工事（宮古・与那国）の一般競争入札に限り、適用する。

10 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月24日（木曜日）午前9時から平成28年1月13日（水曜日）午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県ホームページ 「ホーム」 - 「公募・入札」 - 「調達・入札関連情報」  
(<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>)

11 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年1月15日（金曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県庁10階海区漁業調整委員会室

12 入札保証金

沖縄県財務規則第100条に基づき見積る契約金額100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、その全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書の写しを提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

#### 14 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年12月24日（木曜日）午前9時から  
平成28年1月13日（水曜日）午後5時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県ホームページ 「ホーム」-「公募・入札」-「調達・入札関連情報」 (<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>)

#### 15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度入札の回数は2回までとする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

#### 16 契約保証金

沖縄県財務規則第101条に基づき契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は、その全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書の写しを提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

#### 17 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県農林水産部水産課漁業管理班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号：098-866-2300  
E-mail：aa048305@pref.okinawa.lg.jp

#### 18 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

#### 19 その他必要な事項

- (1) 仕様書等に関する質問 質問事項がある場合は、文書若しくはE-mail（代表者名記入）にて平成28年1月6日（水曜日）午後5時までに4(2)の場所に提出すること。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、11(1)の日時までに11(2)の場所へ持参すること。郵送による入札は、認めない。
- (3) 入札説明会は、実施しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。